

産業立地と地域総合行政

田 村 明

産業立地は常に2つの側面から考えてゆく必要がある。第1の側面は国土全体のレベルからの問題であり、第2の側面はそれぞれの地域レベルからみた問題である。

第1の側面は、国際経済社会の中における我国経済社会の位置付けに立つた日本列島全体を見渡す資源配分と、国土利用の観点であり、この面からはマクロ的な合理性と普遍性が優先することになろう。これに対して第2の側面では、それぞれの地域の条件と実情から生じている問題で、必ずしも一律に割りきれないことが多く、それぞれの問題に個別的具体的に対処する必要がある。

これを医学にたとえれば、第1の側面は基礎医学的観点に当たるし、第2の側面は臨床医学的観点に当たる。この両者はどちらが重要であるとは言えないが、具体的な産業立地となれば、第2の側面にぶつからざるをえない。医学でも、結局人を治すことが具体的な結果となるのである。

第1の側面も第2の側面も、当然に総合的な観点からの政策とその実行が必要である。第1の側面では、大きな意味での資源配分、土地利用、基本的なネットワークの整備、立地政策が斉合性をもつて行われるべきで、中央レベルで狭義の産業立地だけでない各省庁にわたる総合政策がのぞまれる。

しかし、ここでとくに強調したいのは、第2の側面における総合性である。産業立地はその地域の自然を改変し、人工的施設を設置し、従来あつた地域産業や地域社会に大きな変革を加え、これをゆり動かすことになる。

人類はもともとと少しずつこのような環境の変遷を行いながらその生活の場を広げてきたのである。ところが現代の産業立地は、この変化を急激かつ大規模に行わせることになった。そこで、たんなる破壊と建設ではなく、これに諸々の手段を加えて、必要な修復と環境的創造を斉合性と連続性をもつて行わなければならない。

このような困難で複雑な問題を解決するには、個有の風土と、特有の歴史と社会を有する地域地域が、それぞれ主体的かつ総合的に対処してゆくほかはない。ところが現実には、このような地域における総合行政は行われにくい。施策は各省各局から個別に降りてくるし、それらは必ずしも地域の実情にあつたものではなく、総合性に欠け、弾力性に乏しい画一的なもので、必要な時期にすぐ間に合うかどうか分らない。それでは解決するはずの問題もこじらせたりヒズミを拡大し、せつかくの施策も役に立たないことになってしまうのである。

地域にとつては、産業立地政策とともに定住のための環境整備政策でもある。それには、地域にそくした土地利用、施設計画、自然保護計画、社会的リハビリテーション計画はじめ、環境デザインまでを含めたキメ細い総合行政が十分地域の自主性をもつて行われる必要があり、自治体にそのような総合行政を可能にする組織が必要であろう。それが結局のところ、産業立地をスムーズに行わせ、また将来にわたつて、本当に地域の質をあげ、実質的に発展させてゆくことにつながるのである。

(横浜市技監)